

令和8年度入室申請手順（既入室者用）

1 必要書類の用意

入室申請要領の「4 学童に入るために必要な書類」を参照の上、「Ⅰ及びⅡ」を御提出ください（Ⅰ及びⅡの各様式並びに入室申請要領は、戸田市ホームページでもダウンロード可能です）。

なお、「Ⅲ 学童保育料算定に必要な提出書類」については、申請書類審査後の案内にて改めてお知らせいたしますが、下記期日までに別途提出となります。

- (1) 源泉徴収票の写し 令和8年2月16日（月） } どちらかを提出
(2) 確定申告書類の写し 令和8年3月16日（月） } してください。

※市役所：午後5時15分まで 学童保育室：午後7時まで

***保育料算定書類の提出先は、各学童保育室又は児童青少年課窓口となります（郵送不可）。**

***源泉徴収票及び確定申告書に会社名及び本人名の記載が無い場合、両方を記入し、社判もしくは責任者印を押印してください。**

2 新年度入室希望者の申請受付期間（1次受付）

（受付日）令和7年12月3日（水）～令和7年12月13日（土）※日曜日は除く。

（場 所）各学童保育室 ※郵送不可。

（時 間）午後1時00分～午後7時00分（月曜日～金曜日）

午前8時00分～午後7時00分（土曜日）

《注意》新規入室希望者とは受付日、場所が違いますのでご注意ください。

きょうだいの新規入室を希望する方は、必ず新規入室者用入室申請要領を使用してください。

※上記申請受付期間を過ぎた場合は、2次受付の対象となります。また、上記期間（1次受付）で定員に達した保育室へは待機となり入室できない場合がありますのでご注意ください。

※申請書類の段階において入室に問題がないと判断された場合、その旨と保育料算定書類の提出に関する案内を順次郵送します（1月末～2月上旬）。期日内に保育料算定書類が提出されれば正式に入室が可能となります。なお、申請書類の審査段階で定員を超え待機となる場合は、不許可通知と保育料算定書類の提出に関する案内を送付します（保育料算定書類が期日までに提出されない場合、待機ではなく保留扱いとなりますので御留意ください）。

※提出していただいた申請書類は返却することができません。

3 新年度入室希望者の申請受付期間（2次受付）

令和8年1月13日（火）～令和8年2月16日（月）午後5時15分

※これを過ぎると定員に達していない場合でも年度当初からの入室ができない場合があります。

※2次受付の受付場所は児童青少年課窓口のみです。書類不備の場合は書類を受け付けられません。

※保育料算定書類の提出期日は1次申請者と同様です（1の（1）及び（2）のとおり）。

4 入室 令和8年4月1日（水）から

裏面も御確認ください。

5 定員を超える申請があった場合の入室可否及び民間学童保育室について

定員を超える申請があった場合、原則、低学年の児童が優先されますが、保護者の就労状況や、ご家庭の事情等を考慮し、総合的に入室可否を判断いたします。

令和7年度当初は、戸田東小学校、戸田南小学校学童保育室にて待機児童が発生しました。

令和8年度においても保育需要の増加が推測されることから、上記に加え新たに待機児童が発生する学童保育室がでてくる可能性もあります。

こうしたことから、公立学童保育室の補完として、公立学童保育室の入室要件を満たした児童を受け入れる民間学童保育室を誘致しておりますので、公立学童保育室の申請とともに、民間学童保育室の利用を御検討いただきますようお願いいたします。

6 その他

- (1) 戸田第一小学校の新3年生の児童は、戸田第一小学校第1・第2学童保育室又は児童センターこどもの国学童保育室（本町1丁目17-7）のどちらに入室するか選択できます。

戸田第一小学校の新4年生以上の児童は、児童センターこどもの国学童保育室（本町1丁目17-7）をご利用いただきます。

児童センターこどもの国学童保育室を希望する場合は、こどもの国学童保育室の入室申請要領をお渡しいたしますので、学童保育室にお声がけください。

児童センターこどもの国学童保育室は、市の指定管理者が運営します。

下校時は小学校まで、職員がお迎えを行い、徒歩にて安全に移動します（入室後の一人帰宅はできません）。

※1年生、2年生及び特別支援学級在籍児童は、学校敷地内の学童保育室を御利用いただきます。

※こどもの国学童保育室の保育料は、市保育料と同様です。保育料は直接指定管理者へお支払いいただきます。

※申請書類は、現在入室している学童保育室でお預かりします（2次受付以降はこどもの国学童保育室への提出となります）。

※一時保育は1年生から6年生まで従来通り学校敷地内の第1、第2学童保育室で実施します。なお、こどもの国学童保育室では一時保育は行いません。

※入室対象は今後変更となる場合があります。変更する場合はホームページ等で周知いたします。

- (2) 戸田南小学校の新3年生以上の児童は、戸田南小学校第1・第2学童保育室又は児童センターこどもの国学童保育室のどちらに入室するか選択できます。

児童センターこどもの国学童保育室を希望する場合は、こどもの国学童保育室の入室申請要領をお渡しいたしますので、学童保育室にお声がけください。

- (3) 新曽北小学校の新3年生以上の児童は、社会福祉法人むつみ会が運営する「むつみ学童クラブ」（新曽1375-2）を御利用いただきます。

むつみ学童クラブは、市からの委託を受けて、社会福祉法人むつみ会が運営しております。

1年生、2年生の児童については、学校敷地内の学童保育室をご利用いただきます。

※特別支援学級に通う新3年生以上の児童も、むつみ学童クラブを御利用いただきます。

※むつみ学童クラブの保育料は、市保育料と同様です。保育料の納入は従来通り市へお支払いいただきます。

※申請書類は、現在入室している学童保育室でお預かりします（2次受付以降は児童青少年課窓口への提出となります）。